

御 発 言 ヌ 毛

平成17年2月23日

平成17年2月18日

井上チイ子

前略

コメントは18日13:00までということでしたのに遅くなり、申し訳ございません。

「今回の放射性廃棄物の処理、処分に対する取組について」以下意見を述べます。

基本的な考え方の文中にある放射性廃棄物は、その特徴ゆえに(1)～(4)の原則のもとで処理、処分されるという文脈は主に技術的なレベルについて書かれているように受けとれます。

(1) 発生者責任の原則における放射性廃棄物の発生者とは、原子力の研究、開発、利用活動に伴って発生する施設を有する事業者のみでしょうか。

核燃料サイクル議論で国、事業者、国民の責務として資源の有効利用というコンセンサスを得てシナリオが決定したのですから、結果として排出される廃棄物もまた、国、事業者、国民の責務と考えます。

(3) 地層処分についての原則は、人間活動に影響を与えない生活空間から隔離することを原則として合理的処理・処分を行うという表現になればと思います。

(4) 「幅広い国民の理解の下」とありますが、相互理解は立地処分地域のみならず、国民、市民(オールジャパン)すべてにあり、という位置づけを明確にしていけばと考えます。

4 P 16行目

「他国起源の高レベル放射性廃棄物」という表現がよくわかりません。再処理工程において、自国起源の廃棄物と区分けができないのではないのでしょうか。

4 P 24行目

「国際的に野放図な交換」とありますが、あいまいな感覚的表現とも受け止められますがいかがでしょうか。

以上

放射線利用についてのコメント

とくに医療放射線利用について

草間 朋子

1. 日本の医療被ばくの現状と対応

イギリスの科学雑誌 Lancet (363,345-351,2004)に日本における X 線診断に伴うがんの寄与リスクが他の 14 カ国（イギリス、アメリカ、スウェーデンなど）に比べて高いことを報告した論文が掲載され、それが全国紙により報道されたことや、放射線治療の際の腫瘍部分への過剰あるいは過小照射事例が報告されたことなどが関連して医療被ばくに対する社会の関心を集めた。

しかし、日本の医療被ばくとくに放射線診断による患者の被ばく線量が、世界のそれに比べて高いことは今に始まったことではなく、学会等が中心になり典型的な放射線診断に対してレファレンスレベルなどを設定することなどにより医療被ばく低減のための努力をしている。

医療被ばく（患者および介護者の被ばく）に対しては、職業被ばくおよび公衆被ばくのそれぞれに対して設定されている国際的な統一した上限値（線量限度）が設定されていない。これは、医療被ばくから患者の受ける便益が明らかであることと、制限値（上限値）を設けることにより患者に必要な放射線診療を制限することになってはならないからである。

個々の放射線診療に関連した医療被ばくの適正化を図るためには

適用の判断（正当化の判断）を厳重に行うこと

個々の放射線診療の最適化（被ばくをできるだけ少なくする）こと

がきわめて重要であり、これらは、個々の患者の診療に当たる医師（歯科医師）、診療放射線技師によって達成できることである。そこで、正当化、最適化の判断のキーパーソンとなる医療従事者に対する防護教育が不可欠である。

一方、集団検診、スクリーニング検査における放射線診断に関しては、厚生労働省の検討会、放射線防護関連学会等において妥当性、最適化の検討が行われている。

2. 医療放射線利用についての今後の課題（原子力長計での取り扱い）

医療放射線利用、医療被ばくに関しては、本策定会議においても、安全性等巡ってしばしば取り上げられてきたが、上記の現状を考慮して原子力長期計画の中は以下のように取り上げて頂きたい。

(1) 新たな放射線診療技術の開発

放射線診断、治療は、患者に対する侵襲の比較的少ない医療行為であり、患者にあたる便益は極めて大きい。患者、医療従事者の被ばくに配慮した新しい放射線診療技術の開発・研究に対して国は適切な支援をすべきである。

(2) 安心・安全を確保した医療放射線利用のために

医療放射線利用についても患者、被検者等の安心・安全確保が不可欠である。

新しい放射線診療技術の開発、IVR、マルチスライスCT、CT透視、PETなどの普及により患者、医療従事者の被ばく線量が高くなる放射線診療行為が今後ますます増加する。そこで、以下の事項について徹底を図る必要がある。

患者の被ばく線量の最適化を考慮した放射線診療機器の開発

医療従事者に対する被ばくに対する教育・訓練の実施

学会等によるレファレンスレベルの設定

(3) 人材の育成と新たな専門職（医学物理士など）の制度化

手術等に比べて患者に対する侵襲の少ない放射線治療の実施率が先進諸国に比べてわが国は小さい。これは放射線治療医（放射線腫瘍医）の数が少なく、諸外国では放射線治療を行う医療施設には必ず配置されている医学物理士（原体照射等の際の精密な線量管理を行う）がいないことが一因である。放射線治療に伴う事故を防止する、高度化する放射線診断の線量評価を実施するためにも医学物理士の存在は不可欠である。したがって、医学物理士を国家資格とし、一定の規模以上の医療施設には医学物理士を配置することを検討すべきである。

(4) 安全規制の一元化

大型の放射線診療機器を備えた医療施設は、放射線障害防止法と医療法の二つの規制を受ける。このための業務の煩雑さ、複雑さを回避するために規制の一元化が必要である。一元化に当たっては、規制側の専門的な能力を備えた人材の育成が不可欠である。

以上

第19回新計画策定会議発言要旨

青森県 末永洋一

1. 放射性廃棄物処理・処分について

近年、医療・工業・農業などといった多岐に亘る分野に放射線利用範囲が拡大しており、原子力発電所や原子力関連研究機関のみならず、国内における様々な事業者が放射性廃棄物を保管している。

我々国民の安心の観点からは、本来このような事業活動はその規模の大小に関わらず、放射性廃棄物が発生してから処理・貯蔵・処分の一連のプロセスについて十分に担保した上で進められるべきものである。しかしながら、多岐に亘る事業から発生する多種多様な放射性廃棄物に対する処分制度は未だ整備途上のものも多くあると聞いている。

そのような状況であると、多くの事業者は廃棄物を長期に亘って貯蔵し続けることとなり、国民の不安が解消されないばかりか、原子力発電事業のみならず、国内における放射線利用の円滑な普及・発展の妨げになることが懸念される。

従って、国においては、事業者による処理・処分が適切かつ円滑に行えるよう、その条件・環境を早期に整備することを期待する。

また、処分場が整備されるまでの間、事業者は国による適切な規制の下、放射性廃棄物を安全かつ適切に処理・貯蔵することが重要。

2. 処分場の確保について

青森県は核燃料サイクルのみならず、原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物処分についても立地を受け入れてきたが、我々県民は、当初持っていた安全性への懸念も払拭し、現在では平静な気持ちで処分を見ることができている。また、この立地により、青森県は全国の原子力発電所の順調な稼動に寄与し、国民全体の便益にも間接的ながら大いに貢献してきたものと自負している。

一方、現在高レベル放射性廃棄物処分場の公募が原子力発電環境整備機構（NUMO）により実施されているところであるが、処分候補地として報道される地点はあっても、地元の反対等により未だ1地点も確定していない状況であると聞いている。

処分場のみならず、原子力関係施設の立地は困難が伴うものであることは承知しているが、高レベル放射性廃棄物処分場の立地に向けたロードマップでは、「平成10年代後半を目途に概要調査地区を選定」することとされており、国民の安心の観点からも、これが目に見えた形で確実に示される必要がある。

従って、その立地活動については国とNUMOが協力し、これまで以上に精力的に取り組んでいただくことを期待する。

3. 効率的かつ効果的な処理・処分の確立

昨年電気事業分科会に報告されたバックエンド費用を見ても分かる通り、放射性廃棄物処理・処分には莫大な費用を要するもの。

国民の負担を出来る限り軽減する観点からも、事業者には安全確保を大前提としながらも、最大限のコストダウン努力を期待する。

また、そのためには「合理的な処理・処分」の実現が必須であり、国、特に規制当局による安全を前提とした効率的かつ効果的な規制体系の整備を期待する。

以上

1．放射性廃棄物の処理・処分に対する取組みについて

1 - 1 基本原則の重要性

放射性廃棄物の処理・処分の基本的考え方の中で4つの原則を掲げている。放射性廃棄物の処理処分は、長期的考慮、環境保全の観点、および国民との相互理解が極めて重要であるので、このような基本的考え方、原則を設定し、国、関係機関、国民の間で理解を共有しておくことは重要である。IAEA や ICRP などの国際機関においても放射性廃棄物管理の基本原則が示されている。また、ヨーロッパにおいては環境法の一般原則が新しく検討され、ヨーロッパ諸国民の環境に関する基本的原則の理解の深化が促進されようとしている。

1 - 2 高レベル放射性廃棄物処分の全体を俯瞰した研究開発の必要性

3ページ、「なお、高レベル放射性廃棄物処分に係る研究開発は効率的に進められることが重要であるから、国、関係機関等はそのために効果的な仕組みを検討するべきである。」の部分、全体を俯瞰して研究開発全体を強力なリーダーシップのもとでマネジメントし計画的かつ効率的に進めることが必要であるとの観点で、「なお、高レベル放射性廃棄物処分に係る研究開発は、全体を俯瞰して研究開発全体を強力なリーダーシップのもとでマネジメントし計画的かつ効率的に進められることが重要であるから、国、関係機関等はそのために効果的な仕組みを検討するべきである。」は如何か。

2．放射線利用について

2 - 1 放射線利用と原子力エネルギー利用のバランス

原子力の利用には大きく分けて、原子力エネルギー利用と放射線利用の2つがある。原子力エネルギー利用は国のエネルギーセキュリティーと関連し、一方、放射線利用は、産業利用、農業利用、医学利用等国民の様々な生活と関連し、かつ原子力エネルギー利用と同様に様々な科学技術発展とも絡んでいる。このように、原子力エネルギー利用と放射線利用は、それぞれ重要なものであり、社会への貢献という面においても似た側面を有しながら、その目的とするところはかなり異なる。このことを十分理解しつつ、研究機関等においては両

者のバランスを持って研究開発を進めることが必要である。

また、放射線利用に関する研究開発は、原子力研究開発以外の分類に入るべき研究開発との境界付近にあるものがある。これらの取扱いについて我が国の研究開発を合理的に進めるとの観点で整理が必要ではないか。

2 - 2 大学における研究開発基盤の整理

放射線利用の基礎的研究は、原子力エネルギー利用の基礎的研究と共に、大学において行われている部分が多いが、大学における研究施設の多くは老朽化しており、維持管理が困難になっているものも多い。先進的な研究の円滑な推進とともに人材育成という視点からも設備の維持・更新について国としての援助が必要である。また、研究に伴って発生する放射性廃棄物の処理処分や実験使用済核燃料の措置について国としての明確な方針のもと国レベルで対応することが必要である。

2 - 3 大型設備の整備更新と利用者への過度の負担の防止

全国にある放射線利用に関する大型設備については戦略的な整備や更新、及びこれらを効率的、効果的に利用した研究開発の推進について方向付けをする必要があるが、このとき、利用者に使用料金などで過度の負担が及ばないようにする必要がある。

(以上)

第 19 回長計策定会議意見書

2005 年 2 月 23 日
原子力資料情報室 伴英幸

I. 放射性廃棄物の処理・処分の取り組みについて

1. 「今後の取扱い」が論点とされている 3 点について

1-1 . 大きな変更が現実でありそうだというのに、そのことに類被りして現行の計画を進めるのは、やはりおかしい。前回会合では一般論にすりかえての答弁がありましたが、現に目の前に併置処分という具体的な提案がある以上、やはり、公募は中断するべきだと考えます。

1981 年当時の資源エネルギー庁の広瀬勝貞エネルギー企画官が「下北は原子力の一等地。ワンパックにした原子力施設を造ることが可能だ。現状では、だまし、だましして積み重ね（基地化し）ていくしかないが……」と、電気事業連合会の申し入れの 3 年前に語っていたことが、1984 年 5 月 8 日付読売新聞に出ていました。

「新たな制度を検討する毎に処分候補地選定の手続きを中断しては、かえって地域住民の理解を得ることが困難」との認識が示されています（暫定版「放射性廃棄物の処理・処分に対する取り組み（論点整理）（案）」）が、上記記事は下北半島の核燃料サイクル基地化の話ですが、この記事にありますように、「だまし、だましして」と受け取られ住民の理解を得ることは困難だと考えます。「新たな制度を検討する毎」でなく、資料第 5 号 p.3 の諸制度の整備が終わるまで中断することが妥当だと考えます。

1-2 . 青森県六ヶ所村における返還低レベル廃棄物貯蔵管理施設の事業計画について 1 月末の地元紙等に報じられましたが、そこでは英国 BNFL 社からの高レベル廃棄物への置き換え提案には触れられているものの、仏国 COGEMA 社からの低レベル廃液ガラス固化の提案は影も形もありません。電気事業連合会等が COGEMA 社からの提案を地元マスコミにも秘密にしてきたためでしょうか。明らかな地元軽視ではありませんか。これも「だまし、だまし」と受け取られます。

COGEMA 社からの提案も BNFL 社からの提案も、廃棄物量が減り輸送回数を減らせることをメリットとしていますが、放射能の濃度は著しく増大します。国際輸送・国内輸送、施設内での取り扱いに伴う事故時の危険性の大きさなど、デメリットが一切示されていません。デメリットを含めた資料が不可欠で、それを欠いたままで「妥当性を評価してはどうか」とするのは不当です。どのように妥当性を評価するのかを議論する必要があると考えます。

その際、BNFL 社からの提案については、英国側における（事業者でなく、未だ地点も決まっていない貯蔵・処分地や輸送ルートの周辺住民にとっての）メリット・デメリットも評価の対象とすべきです。

2. 併置処分は集約型で合理的との意見がありました。処分時点では集約的でも、もともと地層処分は長期的には放射性廃棄物が拡散することを前提に考えているのですから、必ずしも集約型が合理的とはいえないのではないのでしょうか。

直接処分を検討した技術検討小委員会では、ヨウ素 129 などによる環境影響の懸念が問題となっていました。併置処分の検討の過程では、TRU 廃棄物含めた地層処分の安全評価をやり直す必要があると考えます。「国は、この検討結果の妥当性を確認」するとありますが、上記安全の再評価が含まれていると考えてよいのでしょうか？

3. TRU 放射性廃棄物は半減期が極めて長い超ウラン元素を含む放射性廃棄物。同廃棄物を浅地中処分、余裕深度処分、地層処分と分けて処分を行なうことが可能であるとの見通しが得られたとしています（資料第 5 号 P.13）が、半減期の長さから、低レベル放射性廃棄物の埋設処分と同様の 300 年の管理期間で十分とは考えられないのですが、どのような可能性を得たのでしょうか？

4. 「事業規制でなく物質規制に」という意見について

物質に着目した規制体系とすることは検討に値しますが、その際も責任の所在は明確でなくてはなりません。現在の規制体系のもとでも、核燃料サイクル開発機構大洗工学センターと日本原子力研究所大洗研究所、東北大学金属材料研究所、日本核燃料開発の廃棄物は区別なく貯蔵され、それぞれに属するものがどれだけの量であるかは不明とされています。1998 年 9 月 30 日現在では、合計で 200 リットルドラム缶 22,924 本相当でした。検討がこうした無責任体制をさらに拡大するようなことがあってはなりません。

II. 放射線利用について

1. 放射線に関する知識の普及、学校教育における取り組みなどに言及されています。策定会議に出てくる資料にも概して言えることですが、メリットばかりが強調されてデメリットはふれられません。「放射線は危険」を基本に知識の普及を進めるべきだと考えます。

2. 日本における医療用 X 線検査件数の多さは指摘されているところです。UNSCEAR2000 のデータでは件数ではアメリカに次いで 2 位(91 年～96 年の 5 年間平均で 198,652,000 件)ですが、これは人口当たりになると世界で一番多くなります。この資料から日本人の被ばく線量の多さが推察できます。また、イギリス『ランセント』に発表された論文からも推定できます(図 1)。

医療被ばくは診断に役立つ反面、現実の診療場面では不必要な被ばくもあると推定できます。“被ばくを避けたくても、医者からレントゲンを撮らないと診断できないと言われると断ることができません”と患者の声が聞かれます。患者の知識や理解に加えて医者の知識や理解も大切だと思います。イギリスでは「医師向けの放射線検査ガイドライン」(王立放射線科医会)が普及しており、その結果、イギリスでの患者の被ばく線量は他国と比べて少ないと聞きます。日本でも医師向けのガイドラインを普及させて、不必要な被ばくを

減らす努力をするべきだと考えます。

3. 医療用被ばくを必要最低限にするために、診断用放射線被ばくを個人単位で管理できるような「放射線管理手帳」を持つことも必要だと思いません。そのための諸整備を新原子力長期計画に含めることを提案します。

図 1)

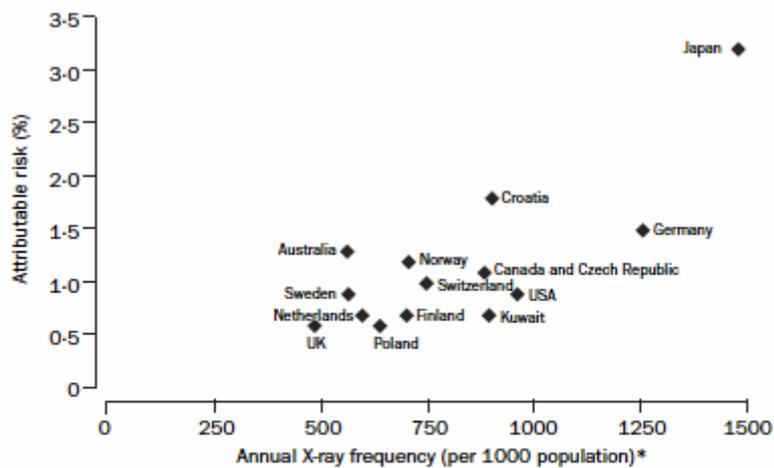


Figure 3: Risk of cancer attributable to diagnostic X-ray exposures versus annual X-ray frequency

Taken from worldwide survey.

新計画策定会議（第19回）意見書（Y L T P 19）

「放射性廃棄物の処理及び処分に対する取組について（論点の整理）（案）」等についてのコメント

2005年2月23日

吉岡 齊

・国際問題検討ワーキンググループ

- 1 . 2月21日に第1回会議が開かれ、主として資料第3号「国際的核不拡散体制と日本の取組み」を素材とする審議が行われた。

- 2 . 須藤隆也委員は、詳細なプルトニウム需給計画を作ることの必要性を説いた。私は委員が誰もこの件について発言しなければ、オブザーバーとして発言しようと準備していたが、発言せずに済んだ。

策定会議の任務は、長期プルトニウム需給見通しを、詳細な形で策定することである。その計画には需要と供給だけではなく、輸送（英仏からの海上輸送を含む）についての計画も含めるべきである。需要については事業者ごとの計画も示すべきである。

この需給見通しの重要なポイントは、プルスーマル（需要の9割以上を占める）について、現実的な見通しを示すことである。2010年度までに実施の可能性があるのは、九州電力と四国電力の2基に過ぎず、装荷量は1トン以下と見られる。そこからどのように需要を立ち上げていくのか、現実的な見通し（事業者別）が必要である。もちろん2000年長期計画にあげられていた、1997年の電気事業連合会の計画 - - 2010年度までに年間16基から18基体制とする - - は、全面撤回が不可欠である。

なおプルトニウムについては分離したものだけでなく、使用済核燃料に含まれるものについても、記載する必要がある（海外、国内）。

- 3 . 資料3の8ページには、核不拡散に関する国際的枠組みの一覧表が掲げられているが、本文（9ページ以下）には、一覧表に含まれない事項も含まれている。一覧表を増補する形で、この不整合を解消するのが適当である。

たとえば、「核不拡散に関する日本の協力（対ロシア）」（23～24ページ）は、8ページの一覧表には含まれていないので、追加の必要がある。ただしこのタイトルで行くよりも、「解体核弾頭処理・処分に関する日本の貢献」というタイトルの方が適切であるそうすればアメリカの解体核弾頭に関する記述も含めることができる。

解体核弾頭処理・処分については、世界における実施状況に関する整理を行っておくとよい（プルトニウムだけでなくHEUについても）。世界の核燃料供給の相当の比率が解体核弾頭から取り出したプルトニウムのMOX燃料となっているといった風評も流れており、それを正す必要もある。

「ロシア退役原子力潜水艦の解体」については、精密な記述が必要である。なぜなら「核不拡散」に関する事項だからである。なぜ「核不拡散」に関する事項に含めるのかについても、説得的な説明が必要である。（核弾頭、原子炉、核燃料等を積んでいけばもちろんのこと、積んでいなくても、軍事的ノウハウの流出リスクが高いと推察される）。

- 4 . エルバラダイ I A E A 事務局長の構想・提案 (3 4 ページ) については、可及的速やかに委員への資料配付が重要である。

・ 「放射性廃棄物の処理及び処分に対する取組について (論点の整理) (案) 」

この案は全体として、合理的に理解しがたい記述に満ちている。よって反対せざるを得ない。以下、問題点を章・節・項ごとに述べる。

なお、この節についてのコメントを、事務局に 2 月 1 8 日に送ったが、一部反映されたのみであった。反映されていない部分について、わずかの加筆修正を加えて、以下に再掲する。

1 . 放射性廃棄物の処理・処分の基本的な考え方

(1) のっぺらぼうの「発生者責任」ではなく、発生者 (汚染者) 負担原則 (P P P) を明記すべき。それゆえ「処理・処分は発生者の負担において実施する」の文章を追加すべき。

発生者負担責任の他に、発生国負担責任も、同時に入れておいた方がよい (文章は上記と同様のものを加える) 。それは有害物質の処理・処分の責任についての国際法の精神にもかなうものである。

なお国の「関与」についての記述があるが、「関与」とは何かについて具体的に表現したほうがよい。市場原理に乗らない研究開発、公的規制、政策誘導、国民への情報提供の 4 つである。(「エネルギー基本計画」第 2 章第 1 節) 。

(2) 「放射性廃棄物最小化の原則」とは、笑止千万である。変な原則を発明するな。廃棄物はいたずらに容積・重量が小さくすればよいというものではない。総合的な利害得失 (環境負荷に関する利害得失をはじめとする) の評価に基づくケースバイケースの判断が必要である。(ところで発生量とは、容積・重量のことか) 。

(3) 「合理的な処理・処分」では、まるで意味が不明だ。「合理的分類にもとづく処理・処分」のほうがまだまし。

最後の 2 行には、クリアランス制度のことが書かれている。しかし第 1 8 回意見書にのべたとおり、私は、クリアランス制度の導入に反対である。それは次の 2 つの重大な問題点を含む。第 1 に、国の確認が厳格に行われる保証がない。全量精密検査を導入しても横流しには無力である。第 2 に、廃棄物又は有価物として適切に処理・処分される保証がない。2 つの問題点のどちらも、廃棄物・リサイクル関連事業の実態 (前回紹介した石渡正佳氏の一連の著作などに詳しく書かれている) を見れば、容易に分かることである。化学物質では不法・無法な処理・処分が露見し、摘発されたケースは枚挙にいとまがない。放射能に関してのみ適切な処理・処分が行われると想定するのは非現実的である。

(4) 国民との「相互理解」という表現は異様。これでは国と事業者が一体のような表現である。国は中立の立場から監視と情報提供を行う責務を有する旨を、明記すべきである

う。タイトルを「事業実施に当たっての国民・住民合意の原則」とし、国の役割については、上記のような趣旨の文章をつけばよい。

いずれにせよ規制機関（原子力・安全保安院など）が安全宣伝パンフレットの文書を量産していたのでは、国民・住民の信頼は得られない。それが規制機関の分離独立論の基底をなしている。なぜこんな単純な事実が理解できないのか。

ところで「現世代」の責任は皆無とまではいえないが、自己決定できない人々が、他人の行為について「全力を尽くす責務を有している」というのは、極論である。グッドウィルで協力してやってくださいと書けばよい。

2．放射性廃棄物の処理・処分に向けての取組

2 - 1．地層処分を行う廃棄物に関する取組

（前書きの部分）

地層処分を「実施する」と書いてよいのか。「の実施へ向けた取組を進める」のではないだろうか。なぜなら技術的・社会的に、はたして実施できるかどうか今もって不明だからである。また末尾に、浅地中長期保管のオプションについても研究開発を進めることを明記してはどうか。

（1）高レベル放射性廃棄物

本文1行目は奇怪である。減損ウランは、有用物質ではない。バックエンドコスト計算においても価値ゼロで評価していたはずである。（当初の事務局案に、有価物質と書いてあったのと比べれば、わずかな改善が認められるが）。

プルトニウムが有用物質だということも、変な話だ。売買されるわけではないし、MOX加工だけで濃縮ウラン以上のコストがかかる。

本文2行目では、高レベル放射性廃液は、可及的速やかにガラス固化すべきである旨、明記するのが適切である。

・については、NUMO、国、電気事業者が一体となって住民理解促進活動を進めるという趣旨であるが、第1節末尾（上記）で述べたごとく、国は中立的監督者の立場をとるべきである（詳しくは1の（4）を見よ）。他にも同様の箇所があるが、国が事業者と一体となったのでは、国民・住民の信頼は得られないだろうから、該当箇所はすべて書き直すことが必要である。

（2）低レベル放射性廃棄物で地層処分を行う放射性廃棄物

末尾5行（3ページしたから4行目～4ページ1行目）の「なお書き」は、不適切である。法改正を必要とするほどのルールの大きな変更を、本格的に検討しようとしている時期に、従来ルールでの活動を漫然と続けるのは、非常識である。法律改正をまつのが常識である。立地候補地域でも、次から次へと芋づる式に核のゴミが膨張していくのでは、信頼は得られない。まるで六ヶ所村と同じである。当初は「3点セット」といわれていたのが、次々に施設の種類が拡大しつつある。

（3）海外からの返還廃棄物で地層処分を行う放射性廃棄物

末尾4行の「なお書き」は、到底認められるものではない。英国の提案は、核のゴミの

差益ビジネスそのものであり、核のゴミの取引によって金銭を得るものである。これは有害物質の国際商取引を禁止した国際法の精神に反する。この国際法の精神こそ、1.の諸原則の最上位に置かれるべき原則である。（なぜそれを外し、その代わりに的外れの原則をずらずら並べているのか、理解に苦しむ）。

「今回の英国の提案と異なる提案」ではなく、今回の英国の提案そのものが、適切な判断によって棄却すべきものである。

2.4 クリアランス制度導入については、第18回会議で述べた理由により、反対である。法案は廃案にするのが適切である。

・放射線利用について（資料第3号）

大きく分けて2つの問題がある。

第1は、あまりにも多くのことを論じていることである。つまり放射線の範囲がきわめて広く、また実利用だけでなく研究開発も対象となっている。

研究開発についての記述は、基本的に研究開発の章に回すべきである。競争相手との優先順位と重みづけを決める前に、ここで種々の計画を「強力に推進する」と決めてしまったのでは、明確なフライングである。

なお医療放射線の利用については、医療面での費用対効果の精密な憲章にもとづいて実施するよう、関係機関が関係諸学会の検討も考慮して、ガイドラインを作成する必要があると思われる。医師のモラルに期待して自由裁量を放任するのはよろしくない。個人および集団としての医師側に、高度な説明責任がある。

これに関する社会保障審議会医療部会の審議経過を説明して頂きたい。また医療被曝の実態についての、国際比較を含む調査記録があれば、配付して頂きたい。

・再処理引当金法案について

今国会で審議される予定の再処理引当金法案について、若干コメントしておく。この法案の重大な問題点は、すでに再三にわたり意見書で述べてきたように、3つある。

第1は、過去分について原子力発電と関係のない生産者・消費者から不公平な徴収がおこなわれる恐れが濃厚だということである。第2は、再処理事業が円滑に進まない場合、波状的に負担率が引き上げられる恐れがあることである。第3は、再処理をやめた場合に消費者に徴収分が返還される保障がないことである。

ところが法案は、3つの重大な問題点のいずれに関しても、国民の懸念を解消するものではない。最大の欠陥はほとんどすべてのことが、経済産業省令で決められることである。税金や引当金については、法律に税率や引当率に関する記述を含めることを原則とすべきである。それにより多少とも、改正に対する歯止めとなる。この法案はその観点からは失格である。廃案が望ましい。

以上。